

条約法 2 ～留保、条約の効力～

国際法の定立

→国際慣習法はどのようにして形成されるか？

→条約はどのようにして形成、運用、終了されるか？ (「条約法」)

→その他に国際法の法源と呼べるものはあるか？ (「新しい法源」)

I. 条約の留保

- 留保の定義 (条約法条約 2 条 1 項 d 号)

「国が、条約の特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は条約への加入の際に単独に行う声明 (用いられる文言及び名称のいかんを問わない。)」

例：

➤ 解釈宣言：

- 留保制度の必要性

➤ 背景：多数国間条約の増加

✧ 二国間条約の場合

➤ 留保を必要とする事情

✧ 条約の普遍性の要請

✧ 条約の一体性の要請

- 留保の許容性

➤ 二つの考え方

✧ 連盟慣行：

✧ 汎米慣行：

➤ ジェノサイド条約に対する留保に関する勧告的意見 (ICJ、1951 年)

ジェノサイドを禁止し、その責任者を訴追する国際裁判所を設けることを予定したジェノサイド条約に対して留保を付した国家が多数存在した。国連総会が、そのような留保国を条約当事国とみなしうるかについて、ICJ に勧告的意見を求めた事例。

ICJ「ジェノサイド条約のもつ人道的価値を考慮すれば、全会一致の原則は適当ではなく、留保が許容されるかどうかは、その条約の趣旨および目的と両立するかどうかを基準とするべきだ」

➤ 条約法条約 19 条

✧ 特定条項にのみ留保が許される場合、特定条項への留保が禁止される場合

✧ 「両立性の原則」

- 留保の効果
 - ◇ 「許容された留保」の場合
 - 「両立性」の判断者
 - ◇ 人権条約の場合
 - 留保の受諾
 - ◇ 推定される「受諾」
 - 「異議」の効果
 - ◇ 効力発生の容認
 - ◇ 効力発生の否定
 - 「異議」制度の問題点
 - ◇ 関係の複雑化
 - ◇ 意味があるのか？

II. 条約の効力

- pact sunt servanda 原則
- 非当事国への効力
 - 国際機構の客観性 (例: 国連憲章) ?
 - 慣習法化した条約
- 条約の第三者効力
 - 義務を課す場合
 - 権利を付与する場合
 - ◇ 単なる「反射効」
 - フリーライダーの問題